（免許証の再交付申請）

第八条　愛玩動物看護師は、免許証又は免許証明書を破り、汚し、又は失ったときは、免許証の再交付を申請することができる。

2　前項の規定による申請は、様式第四による申請書に、戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写しを添え、これを農林水産大臣及び環境大臣に提出してしなければならない。

3　免許証又は免許証明書を破り、又は汚した愛玩動物看護師が第一項の申請をする場合には、申請書にその免許証又は免許証明書を添えなければならない。

4　愛玩動物看護師は、免許証の再交付を受けた後、失った免許証又は免許証明書を発見したときは、速やかに、これを農林水産大臣及び環境大臣に返納しなければならない。

（免許証又は免許証明書の返納）

第九条　愛玩動物看護師は、名簿の登録の消除を申請するときは、免許証又は免許証明書を農林水産大臣及び環境大臣に返納しなければならない。第六条第二項の規定により名簿の登録の消除を申請する者についても、同様とする。

2　愛玩動物看護師は、免許を取り消されたときは、速やかに、免許証又は免許証明書を農林水産大臣及び環境大臣に返納しなければならない。

（登録免許税及び手数料の納付）

第十条　第三条第一項又は第五条第二項の申請書には、登録免許税の領収証書又は登録免許税の額に相当する収入印紙を貼らなければならない。

2　第八条第二項の申請書には、手数料の額に相当する収入印紙を貼らなければならない。

（規定の適用等）

第十一条　法第十二条第一項に規定する指定登録機関が愛玩動物看護師の登録の実施等に関する事務を行う場合における第三条第一項、第五条第二項、第六条第一項、第七条、第八条第一項、第二項及び第四項並びに第九条の規定の適用については、これらの規定（第七条第一項及び第八条第一項を除く。）中「農林水産大臣及び環境大臣」とあるのは「指定登録機関」と、第七条第一項中「免許証の書換交付」とあるのは「免許証明書の書換交付」と、第八条第一項及び第四項中「免許証の再交付」とあるのは「免許証明書の再交付」とする。

2　前項に規定する場合においては、前条第二項の規定は適用しない。

（試験科目）

第十二条　試験の科目は、次のとおりとする。

一　基礎動物学

二　基礎動物看護学

三　臨床動物看護学

四　愛護・適正飼養学

（試験施行期日等の公告）

第十三条　試験を施行する期日及び場所並びに受験願書の提出期限は、あらかじめ、官報で公告する。

（試験の方法）

第十四条　試験は、筆記の方法により行う。

（受験資格の認定申請）

第十五条　法第三十一条第三号の規定による農林水産大臣及び環境大臣の認定を受けようとする者は、申請書に、外国の法第二条第二項に規定する業務に関する学校若しくは養成所を卒業し、又は外国で愛玩動物看護師に係る農林水産大臣及び環境大臣の免許に相当する免許を受けた者であることを証する書類その他の必要な書類を添えて、農林水産大臣及び環境大臣に提出しなければならない。

（受験の手続）

第十六条　試験を受けようとする者は、様式第五による受験願書を農林水産大臣及び環境大臣に提出しなければならない。

2　前項の受験願書には、法第三十一条各号又は法附則第二条各号のいずれかに該当する者であることを証する書類を添えなければならない。

（手数料の納入方法）

第十七条　前条第一項の出願をする場合には、手数料の額に相当する収入印紙を受験願書に貼らなければならない。

（合格証書の交付）

第十八条　農林水産大臣及び環境大臣は、試験に合格した者に合格証書を交付するものとする。

（規定の適用等）

第十九条　法第三十四条第一項に規定する指定試験機関が試験の実施に関する事務を行う場合における第十六条第一項及び第十八条の規定の適用については、これらの規定中「農林水産大臣及び環境大臣」とあるのは「指定試験機関」とする。

2　前項に規定する場合においては、第十七条の規定は適用しない。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、法の施行の日（令和四年五月一日）から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

（施行前の準備）

第二条　農林水産大臣及び環境大臣は、法の施行前においても、法附則第二条第一号及び第三条第二項に規定する講習会を指定することができる。

2　前項の規定により指定された講習会は、法の施行の日において法附則第二条第一号及び第三条第二項の規定により指定されたものとみなす。

（予備試験に係る受験の手続）

第三条　愛玩動物看護師国家試験予備試験（以下「予備試験」という。）を受けようとする者は、様式第六による受験願書を農林水産大臣及び環境大臣に提出しなければならない。

2　前項の受験願書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　法附則第三条第二項に規定する講習会の課程を修了したことを証する書類

二　法第二条第二項に規定する業務（診療の補助を除く。）を五年以上業として行っていたことを証する書類又は法附則第三条第二項に規定する農林水産大臣及び環境大臣がこれと同等の経験を有すると認めた者であることを証する書類

3　第十二条から第十四条まで並びに第十七条及び第十八条の規定は、予備試験について準用する。

（規定の適用等）

第四条　法第三十四条第一項に規定する指定試験機関が予備試験の実施に関する事務を行う場合における前条第三項において準用する第十八条及び附則第三条第一項の適用については、これらの規定中「農林水産大臣及び環境大臣」とあるのは「指定試験機関」とする。

2　前項に規定する場合においては、第十七条の規定は適用しない。